ID:　297

担当部署:　都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	監督処分
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市都市公園条例　第11条第1項及び第2項(第14条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	昭和40年条例第13号

【根拠条文】

(監督処分)

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項若しくは第3項の許可を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

(1)　第3条、第4条第1項、同条第3項又は第9条の2第1項の規定に違反している者

(2)　第6条の規定に基づく処分に違反している者

(3)　第4条第5項又は第9条の2第2項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4)　詐欺その他不正な手段により第4条第1項若しくは同条第3項又は第9条の2第1項の許可を受けた者

2　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項又は第3項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1)　都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2)　都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3)　前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3　市長は、都市公園の管理上必要と認める事項について報告を求め、又は当該職員に必要な場所に立ち入らせ調査させ、若しくは検査させることができる。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第14条　第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日